

## ◆「高齢者支援センター」などと称する事業者に関する注意喚起

【消費者庁からの情報提供】

公的機関を連想させる「高齢者支援センター」などと称する事業者が消費者に個人情報漏れが別団体等に登録されているなどとして、個人情報の登録の取消しを持ちかけ、その後、複数の団体や人物が登場して消費者に様々な要求をし、最終的に、消費者に多額の現金を宅配便で送付させる手口の相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

## 【勧誘の手口】

## 1. 高齢者支援センター



あなたの個人情報が漏れて勝手に登録されています。登録を消すには、代わりに登録する人を探さなくてはなりません。私が代わりの人を紹介してあげますよ。あなたの登録番号をお伝えします。この番号は誰にも言ってもいけない番号です。

## 2. 代理登録者



あなたの代わりに登録してあげます。その代わりに、被災地支援物品を買いたいのので、あなたの登録番号を利用させてくれませんか。教えてください。

困った・・・  
どうしよう・・・

## 3. 被災地支援物品の販売事業者



登録番号を教えましたね。それは名義貸しに当たり、違法です。捜査が入ります。

解決のためには、お金が必要です。現金を送ってください。



このように「個人情報が漏れています」など詐欺の手口です。少しでもおかしいと思ったら、警察相談電話(#9110)もしくは大阪市消費者センターへご相談ください。

## ◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります

消費生活相談窓口 大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日10時～17時、12/29～1/3を除く

メインキャラクター  
エルちゃん

